

京都市告示第 16 号

身体障害者福祉法第 15 条第 1 項に規定する医師の診療障害区分を次のとおり追加しました。

令和 2 年 4 月 1 日

京都市長 門 川 大 作

医師名	診療場所	診療科目	障害区分	追加する障害区分
児玉 万実	(医) 社団行 陵会 御所南 リハビリテー ションクリニ ック	内科, リハビリ テーション科	肢体, 心 臓, 腎臓, 呼吸器, 小 腸	音声・言語
鳥居 さゆ希	(医) 社団行 陵会 御所南 リハビリテー ションクリニ ック	循環器内科, 内 科, リハビリテ ーション科	肢体	音声・言語, 心臓

* 障害区分の視覚又は聴覚については, 診療科目が眼科又は耳鼻咽喉科以外の
場合, 腫瘍や神経疾患等による視力喪失者又は聴力喪失者の診断に限る。

(地域リハビリテーション推進センター企画課)